

## 未収入金

工事に係わる未収入金は、完成工事未収入金として処理します。

これ以外の営業取引は未収入金です。

また、固定資産や有価証券の売却代金等（営業外）の未収は、

多額の場合、営業外未収入金勘定で処理します。